

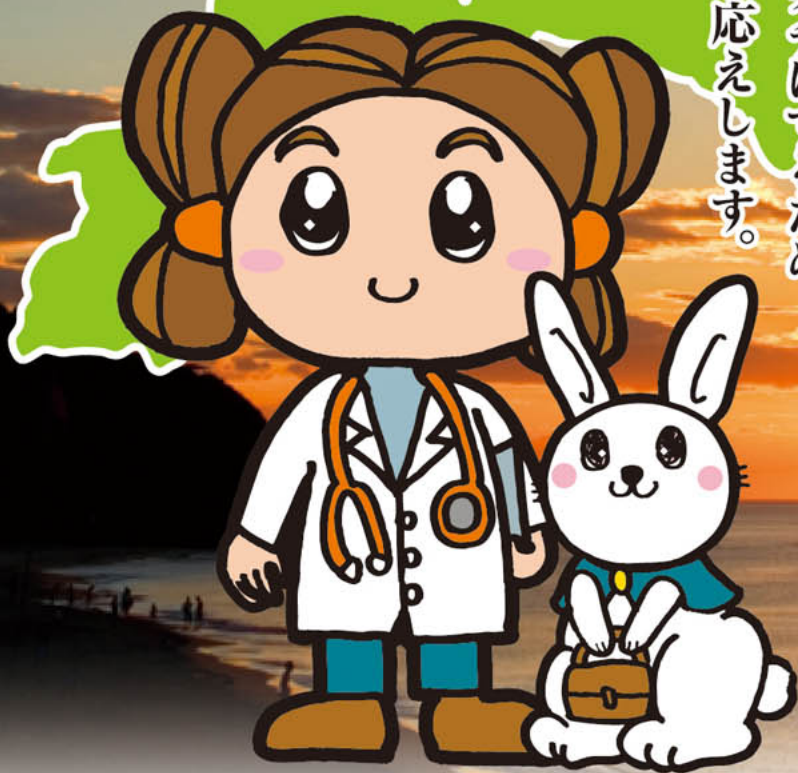
鳥取県で、地域医療を目指す人、 募集します。

鳥取県では、県内の医療機関での勤務を希望する医師、県外で研修した後にその成果を県内で活用しようとする医師を県職員として任用し、自治体病院等に派遣等を行う制度を創設しました。青く澄み渡る日本海、緑豊かな山々など鳥取県の豊かな自然の中で、医師としての経験を積んでみませんか？

小さな「ありがとう」のために
大きな夢をのせて…。
(HOPE+DREAM)×PASSION
||
THANK YOU

あなたの夢と希望をカタチにするため、
私たちは情熱を持ってお応えします。

医療の神様
「大^{おお}国^{くに}主^{めし}命^{のみこと}」と、
神話の地鳥取県



●神話「因幡の白兔」の舞台となった白兔海洋
鳥取県が舞台といわれている神話「因幡の白兔」で、
傷ついた兔を救った大国主命は医療の神様とされています。

鳥取県



このみずみずしさを未来へ

鳥取県

鳥取県庁福祉保健部医療政策課医師確保推進室
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 TEL0857-26-7195
FAX 0857-21-3048 E-mail: iryouseisaku@pref.tottori.jp

詳しい条件等は鳥取県ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>) をご確認ください。

鳥取県 医師確保

検索

鳥取県の医療を支える医師を支援します。

鳥取県医師登録・派遣システム(鳥取県ドクターバンク)

地域医療に携わりながら、医師のキャリア形成を図ります

地域医療ローテートコース

本人の希望等(キャリアビジョン)により、長期の派遣等の計画を策定して自治体立病院等への派遣を行います。

- 派遣等計画には、県立病院、鳥取大学医学部における研修期間を設定することができます。
- 派遣先、派遣計画期間の終期などは相談に応じます。

子育て等で現場を離れた医師の復帰を支援します

子育て離職医師等復帰支援コース

子育てなどにより現場を離れた医師を対象に、現場復帰のための研修を県立病院、鳥取大学医学部附属病院などで行います。

- 本人の希望等により勤務時間、勤務日数等を調整します。(この場合は非常勤採用となります)
- 研修期間は最大で1年間です。(相談に応じます)

県内医療機関の求人を紹介します

無料職業紹介コース

県庁内に「無料職業紹介所」を設置し、鳥取県内の医療機関からの求人情報の提供及びこれらの医療機関への就業のあっせん、紹介を行います。

- 無料職業紹介の場合は、各医療機関が直接雇用することとなり、県職員の身分は付与されません。
- 採用の可否は求人医療機関が面接等により決定します。また、給与等の勤務条件は各医療機関規定のものとなります。

鳥取県専門研修医師支援事業

県外の医療機関で研修を行い、その成果を県内で活かしていただく医師を支援します。

鳥取県ドクターバンクの定員枠を利用し、県職員(知事部局常勤)として採用し、県外病院に対して研修派遣(6か月～2年)を行います。

- 研修後、鳥取県の医療に貢献しようとする医師(医師免許取得後おおむね5～10年目程度)であれば、出身地、出身大学等は問いません。ただし、臨床医に限ります。
- 研修先医療機関は、日本国内に所在するものに限りです。(詳細な研修内容は、選考時にプレゼンテーションしていただきます)
- 研修修了後は、県内医療機関で研修期間の2倍に相当する期間の勤務を求め、習得技術の県内医療への還元、県内の若手医師の指導等に当たっていただくことを求めます。(採用時に県内勤務を定める「誓約書」を提出いただきます)

鳥取県医師海外留学資金貸付金

海外の医療機関で研修を行い、その成果を県内で伝達していただく医師を支援します。

海外において国内では修得することが難しい診療に係る知識や技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院に勤務し、修得した知識または技術を伝達しようとする者に対し、留学に必要な資金を貸し付けます。

- 借受者の資格/医師免許取得後5～15年目以内の医師で専門医資格を有する者または自治医科大学を卒業した者。
- 貸付金額/留学における研修経費月額30万円及び渡航経費。(帰国に要する経費を含むものとし、100万円を限度とする)
- 貸付期間/留学研修を始める日の属する月から留学研修を終える日の属する月まで。(6月以上、24月以内)
- 貸付利率等/無利子(連帯保証人、保証人が各1名必要)
- 返還免除条件/留学研修を終了した日から3月以内に知事が指定する病院において常勤医師としての勤務を開始し、貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以上を当該病院において業務に従事し、かつ、勤務開始日から1年以内に留学研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催すること。(全額免除)

詳しい条件等は鳥取県ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>)をご確認ください。



■お問い合わせ先 鳥取県庁福祉保健部医療政策課医師確保推進室

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電話：0857-26-7195 ファクシミリ：0857-21-3048 E-mail：iryouseisaku@pref.tottori.jp